

金沢美術工芸大学外国人留学生に関する規程

平成22年4月1日

規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成22年規程第1号。以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(規程の適用)

第2条 外国人で科目等履修生又は委託生として入学を志願する者については、この規程の定めるところによる。

2 外国人で前項の規定以外で留学を希望する者については、別に定める。

3 外国人で本科生として入学を志願する者は、この規程にかかわらず、学則第1条から第48条までの規定の定めるところによる。

(収容人員)

第3条 留学生の収容人員は、15人とする。

(在学期間)

第4条 留学生の在学期間は、学年度の1年以内とする。ただし、引き続いて在学を願い出た者に対して学長は、教授会の議を経て、1年に限りその期間を延長することができる。

(入学の資格)

第5条 留学生として入学することのできる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に該当する者

(2) 日本語による日常会話が可能と認められる者

(出願手続)

第6条 留学生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類等を提出しなければならない。

(1) 入学願書又は公的機関からの依頼書

(2) 履歴書及び写真1枚

(3) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書又は当該証明書の写し。現に在学している者にあつては、在学証明書及び学業成績証明書又は当該証明書の写し

(4) 健康診断書

(5) 作品資料又は論文

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ次の各号に定める書類を提出させることができるものとする。

(1) 入学時における日本国に居住する保証人の身元引受書

(2) 日本語の能力を証明する書類

3 入学願書には教育を受けようとする科目又は専攻名を記入しなければならない。

(入学の許可)

第7条 留学生の入学は、関係する専攻並びに教務委員会において審査し、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 前項の選考は、提出された書類並びに作品資料又は論文により行う。

(教育課程)

第8条 留学生の教育課程は、次の各号のいずれかに限るものとする。

(1) 学則第2条第2項のうち、いずれかの学科若しくは専攻に属して教育を受けること。

(2) 本学の開講授業科目のうち、1科目又は数科目、又は特別に設定された課程について教育を受けること。

2 前項各号に掲げる教育の履修方法については、学則第31条、第31条の2及び第34条の規定を準用する。

(修了証書の交付)

第9条 留学生が所定の課程を修了した場合には、学長は修了証書を交付する。

(法律等の遵守)

第10条 留学生は、在学中、日本国憲法に基づく法律等及び本学諸規則を遵守しなければならない。

(授業料等)

第11条 留学生の入学審査料、入学金及び授業料については、次の区分により金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成22年規程第56条）の定めるところによる。

(1) 第8条第1項第1号にあつては委託生の規定による。

(2) 第8条第1項第2号にあつては科目等履修生の規定による。

(学則の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、留学生に関する取扱いについては、学則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。